

○南伊豆地域清掃施設組合連絡調整会議設置規程

南伊豆地域清掃施設組合訓令第1号

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この訓令は、南伊豆地域清掃施設組合（以下「組合」という。）が共同処理する事務に関し、関係市町（下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町をいう。）との連絡調整を図るために設置する南伊豆地域清掃施設組合連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 連絡調整会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 運営会議（南伊豆地域清掃施設組合運営会議規則（令和5年南伊豆地域清掃施設組合規則第2号）第1条の運営会議をいう。）に付議する事項
- (2) 施設整備に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、組合運営に必要な事項

(組織)

第3条 連絡調整会議は、関係市町の廃棄物行政担当課長及び組合事務局職員をもって組織する。
2 組合の事務局長（以下「事務局長」という。）は、連絡調整会議の会議（以下「会議」という。）の議長となり、連絡調整会議を代表する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて開催し、事務局長が招集する。

- 2 事務局長は、必要があると認められるときは、前条第1項に規定する者以外の者を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第5条 連絡調整会議に、関係市町の担当者等を構成員とする作業部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 連絡調整会議の庶務は、組合事務局において行う。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。